

リスク管理について

1. 内部統制について

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定いたしました。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑥ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

*「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことを言います。

内部統制の目的

1. 業務の有効性及び効率性

事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること。

2. 財務報告の信頼性

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

3. 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。

4. 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認のもとに行われるよう、資産の保全を図ること。

2. リスク管理

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

統合的なリスク管理態勢

統合的なリスク管理態勢とは、当金庫が直面するリスクに関して、第一の柱でカバーされないものも含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎の方法で評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と対比する自己管理型のリスク管理をいいます。

統合的なリスク管理における当金庫のリスクの算出方法

1.信用リスク

信用リスク量は、大口与信先(自己査定名寄せ後)上位10先に対する未保全額としています。

2.市場リスク

①銀行勘定の金利リスク

金利ショックをパーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しています。

②価格変動リスク

株式のリスク計測手法は、「保有上場株式時価×10%×β値をリスク量」としています。

③為替リスク

各通貨が△10%変動した場合の数値をリスク量としています。

④外貨金利リスク

各外貨金利が100BP(1%)変動した場合の数値をリスク量としています。

注)上記③、④は仕組債のリスクを把握するための手法を記載しています。

平成23年3月期における当金庫の統合的なリスク量は、5,853百万円となっております。仮に、このリスクの全てが一時に顕在化した場合であってもリスク控除後の自己資本額は、3,700百万円、自己資本比率は14.46%となり、国内基準の4%を大きく上回ります。従って、健全性は十分維持しております。

統合的なリスク管理

(単位:百万円、%)

自己資本額(TIER 1)	平成22年3月期		平成23年3月期	
	9,430	自己資本に対する割合	9,553	自己資本に対する割合
金利リスク(パーセンタイル)	2,242	23.78	2,625	27.48
貸出金	912		880	
有価証券	2,140		2,646	
預け金	26		153	
その他	—		1	
要求性預金	▲332		▲311	
定期性預金	▲483		▲727	
その他	▲21		▲18	
信用リスク(大口与信先未保全額)	2,892	30.67	2,905	30.41
株価下落(Topixβ値×▲10%)	47	0.50	41	0.43
外貨金利(100BP↑)	9	0.10	11	0.12
為替(ドル▲10%円高)	20	0.21	18	0.19
オペレーショナルリスク	253	2.68	253	2.65
リスク合計	5,463	57.93	5,853	61.27
リスク控除後自己資本額(自己資本額 Tier1-リスク合計)	3,967		3,700	
信用リスクアセット	27,069		25,590	
リスク控除後自己資本比率	14.66		14.46	

新自己資本比率規制（バーゼルⅡ）による開示

バーゼルⅡとは

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、各金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的として平成18年3月27日に施行されました。当金庫も平成19年3月期の決算から適用しています。

このバーゼルⅡは、次の三つが柱となっています。

【第一の柱】（最低所要自己資本比率）

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。具体的には信用リスクの計測の精緻化に加え、新たにオペレーショナル・リスク量が自己資本比率の算定に導入されました。

【第二の柱】（金融機関の自己管理と監督上の検証）

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

【第三の柱】（市場規律）

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

最低所要自己資本比率の計算式（国内基準）

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク（標準的手法）} + \text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）}} \geq 4\%$$

当金庫はバーゼルⅡに適切に対応するために、今まで培ってきた経験とノウハウを駆使するとともに、各リスク計測の精緻化に今後も努めて参ります。

自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

- ◆自己資本調達手段の概要 26
- ◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要 27
- ◆信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要（証券化エクスポージャーを除く） 28
- ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 31
- ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 31
- ◆証券化エクスポージャーに関する事項 31
- ◆オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 31
- ◆銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 32
- ◆銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 33

定量的な開示事項

- ◆自己資本の構成に関する事項 26
- ◆自己資本の充実度に関する事項 27
- ◆信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） 28
- ◆信用リスク削減手法に関する事項 31
- ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 31
- ◆証券化エクスポージャーに関する事項 31
- ◆銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項 32
- ◆銀行勘定における金利リスクに関する事項 33

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金で調達しております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目 (自己資本)	平成22年3月期	平成23年3月期
出資金	345	344
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	345	344
特別積立金	8,700	8,800
次期繰越金	40	63
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 計(A)	9,430	9,553
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	237	272
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△68	△112
補完的項目 計(B)	169	159
自己資本総額[(A)+(B)](C)	9,599	9,713
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,034	1,034
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	234	234
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	800	800
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの 免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/Oストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△1,034	△1,034
控除項目 計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	9,599	9,713
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	23,812	22,345
オフ・バランス取引等項目	87	72
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,170	3,172
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等 計(F)	27,069	25,590
* 単体Tier 1比率(A/F)	34.83	37.33
* 単体自己資本比率(E/F)	35.46	37.95

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

* 単体 Tier1 比率および単体自己資本比率について
平成 23 年 3 月期については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成 20 年金融庁告示第 79 号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。
なお、「その他有価証券の評価差損」の額(129 百万円)を控除して計算した場合には、単体 Tier1 比率は 36.82%、単体自己資本比率は 37.44%となります。平成 22 年 3 月期については、「その他有価証券の評価差損」が正の値となっているため、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例は適用していません。

用語解説

金利リスク	金融市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
Tier1(基本的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金、利益剰余金などから構成されています。
Tier2(補完的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、当金庫では一般貸倒引当金が該当しています。
Tier 1 比率	基本的項目の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成22年3月期		平成23年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	23,899	955	22,417	896
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,899	955	22,417	896
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	51	2	50	2
地方三公社向け	—	—	10	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,861	234	5,731	229
法人等向け	10,690	427	9,673	386
中小企業等向け及び個人向け	1,936	77	1,880	75
抵当権付住宅ローン	1,073	42	918	36
不動産取得等事業向け	443	17	539	21
三月以上延滞等	333	13	153	6
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	493	19	453	18
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	424	16	443	17
上記以外	2,587	103	2,560	102
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,170	126	3,172	126
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	27,069	1,082	25,590	1,023

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスクを算定しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

用語解説

所要自己資本 …… 各々の信用リスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

エクスポージャー …… リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

抵当権付住宅ローン …… パーゼルIIIにおいては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。

不動産取得等事業者 …… (代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。

オペレーショナル・リスク …… 金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

3.信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 (証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、大口与信先10先に対する未保全額を用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」及び「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先及び破綻先については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・ (株)格付投資情報センター(R&I)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・ (株)日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(業種別)平成23年3月期

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金	コミットメント ライン契約	オフ・バランス 取引	債券		
製造業		4,388	4,152	25	9	200	383
農業、林業		3,950	3,918	13	17	—	353
漁業		161	146	15	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,122	1,118	0	3	—	—
建設業		4,615	4,501	89	24	—	970
電気・ガス・熱供給・水道業		36	35	0	—	—	—
情報通信業		10	7	3	—	—	—
運輸業、郵便業		665	414	34	14	202	—
卸売業、小売業		3,934	3,784	93	56	—	83
金融業、保険業		7,008	1,700	200	—	5,108	—
不動産業		2,793	2,771	21	—	—	30
物品賃貸業		786	784	1	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		132	130	1	—	—	—
宿泊業		122	118	3	—	—	—
飲食業		477	445	31	—	—	0
生活関連サービス業、娯楽業		989	972	17	—	—	—
教育、学習支援業		1	1	0	—	—	—
医療、福祉		448	445	2	1	—	—
その他のサービス		615	594	21	—	—	—
国・地方公共団体等		57,144	17,314	—	—	39,830	—
個人		7,001	3,934	3,049	17	—	46
業種別合計		96,409	47,295	3,628	143	45,342	1,868

(注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
 2. コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
 3. オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含んでいます。
 4. 債券には、ユーロ円債を含んでいます。
 5. 債券には、未収利息を含んでいます。
 6. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 ※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

〈業種別〉平成22年3月期

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金	コミットメントライン契約	オフ・バランス取引	債券		
製造業		5,445	5,195	40	9	200	1
農業、林業		4,070	4,022	21	26	—	367
漁業		185	170	14	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,098	1,094	0	3	—	—
建設業		4,949	4,819	101	28	—	843
電気・ガス・熱供給・水道業		54	42	0	—	11	—
情報通信業		4	1	2	—	—	—
運輸業、郵便業		1,417	449	22	12	932	—
卸売業、小売業		3,856	3,690	112	53	—	27
金融業、保険業		6,624	1,255	200	—	5,168	444
不動産業		3,100	3,084	15	0	—	30
物品賃貸業		835	833	1	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		138	137	1	—	—	5
宿泊業		187	183	4	—	—	—
飲食業		529	491	38	—	—	8
生活関連サービス業、娯楽業		1,228	1,214	13	—	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—
医療、福祉		376	373	1	1	—	—
その他のサービス		636	619	17	—	—	—
国・地方公共団体等		52,012	18,950	—	—	33,062	—
個人		7,245	4,140	3,082	22	—	74
業種別合計		94,000	50,771	3,695	157	39,375	1,803

(注) 1.貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
 2.コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
 3.オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含んでいます。
 4.債券には、ユーロ円債を含んでいます。
 5.債券には、未収利息を含んでいます。
 6.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 7.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 ※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

〈残存期間別〉平成23年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定めのないもの	合計
貸出金	14,061	9,333	6,493	2,481	11,296	3,591	47,258
有価証券	1,955	2,089	8,066	6,227	27,161	174	45,675
国債	90	418	2,840	2,600	8,730	—	14,680
地方債	421	101	2,656	3,007	13,752	—	19,939
公社公団債	36	654	1,562	618	2,678	—	5,550
金融債	403	400	699	—	—	—	1,503
その他社債	—	101	307	—	—	—	408
外国証券	1,004	413	—	—	2,000	—	3,418
株式	—	—	—	—	—	101	101
投資信託	—	—	—	—	—	66	66
その他の証券	—	—	—	—	—	6	6

〈残存期間別〉平成22年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定めのないもの	合計
貸出金	16,964	6,546	8,714	4,477	10,137	3,898	50,739
有価証券	736	2,667	5,594	5,925	24,666	166	39,756
国債	230	240	1,713	2,811	12,947	—	17,942
地方債	209	607	905	2,083	8,901	—	12,707
公社公団債	95	98	1,544	1,030	817	—	3,586
金融債	200	607	709	—	—	—	1,517
その他社債	—	101	307	—	—	—	408
外国証券	—	1,012	414	—	2,000	—	3,426
株式	—	—	—	—	—	83	83
投資信託	—	—	—	—	—	75	75
その他の証券	—	—	—	—	—	7	7

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

用語解説

リスク・ウェイト 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。

適格格付機関 パーゼルIIにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

41ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		平成22年 3月期	平成23年 3月期
	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	目的使用		その他		平成22年 3月期	平成23年 3月期		
				平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期			
製 造 業	21	238	238	324	—	—	21	238	238	324	—	—
農 業、林 業	351	324	324	338	67	—	284	324	324	338	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	42	—	—	73	—	—	42	—	—	73	—	—
建 設 業	573	649	649	956	—	—	573	649	649	956	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	23	2	2	2	—	—	23	2	2	2	—	—
卸売業、小売業	7	9	9	12	—	—	7	9	9	12	—	—
金融業、保険業	—	260	260	—	—	203	—	57	260	—	—	—
不 動 産 業	17	27	27	18	—	—	17	27	27	18	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	8	8	6	—	—	—	8	8	6	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	79	1	1	0	—	—	79	1	1	0	—	—
その他のサービス	7	7	7	7	—	—	7	7	7	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	144	62	62	144	6	—	138	62	62	144	—	—
合 計	1,270	1,594	1,594	1,885	73	203	1,196	1,390	1,594	1,885	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成22年3月期		平成23年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	50,986	—	53,405
10%	—	8,235	—	9,824
20%	2,408	24,316	3,213	22,609
35%	—	3,127	—	2,680
50%	100	1,469	200	1,155
75%	—	3,303	—	3,205
100%	—	19,339	—	17,723
150%	—	42	—	66
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	2,509	110,819	3,414	110,671

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として様似町役場、社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、様似町役場は政府保証と同様、社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,191	2,119	9,930	11,437

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当するものではありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

7. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

パーゼルII対応としてオペレーショナルリスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指しております。

現状、オペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

用語解説 信用リスク削減手法 金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼルIIにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、適格保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

8. 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合の出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価及び上場株式時価 $\times\Delta 10\%\times\beta$ 値(個別銘柄のTOPIXに対する感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証券との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

①その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額		
				うち益	うち損	
上場株式等	平成22年3月期	94	79	△14	—	14
上場株式等	平成23年3月期	126	97	△29	—	29
非上場株式等	平成22年3月期	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成23年3月期	—	—	—	—	—
合計	平成22年3月期	94	79	△14	—	14
	平成23年3月期	126	97	△29	—	29

②その他有価証券で時価のないもの等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	
上場株式等	平成22年3月期	—
上場株式等	平成23年3月期	—
非上場株式等	平成22年3月期	350
非上場株式等	平成23年3月期	349
合計	平成22年3月期	350
	平成23年3月期	349

(注) 1. 投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

2. 評価差額には、投資信託等の裏付け資産の評価損益を含んでおりません。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益		売却損	
		売却益	売却損	売却益	売却損
出資等 エクスポージャー	平成22年3月期	1,179	39	—	—
	平成23年3月期	87	5	4	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区分	平成22年3月期	平成23年3月期
評価損益	△14	△29

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに必要に応じて常務会、理事会といった経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 計測手法
ラダー計算方式
- コア預金
対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満期：5年以内(平均2.5年)
- 金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅
金利ショック幅は、野村証券(株)BONDMISから提供されるJPY JGBレート(国債金利)のパーセンタイル値
- リスク計測の頻度
四半期毎

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運用勘定		区 分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成22年3月期	平成23年3月期		平成22年3月期	平成23年3月期
貸 出 金	912	880	定期性預金	483	727
有 価 証 券 等	2,140	2,646	要求払預金	332	311
預 け 金	26	153	そ の 他	21	18
コールローン等	—	—	調達勘定合計	836	1,057
そ の 他	—	1			
運用勘定合計	3,079	3,682			
銀行勘定の金利リスク	2,242	2,625			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。
銀行勘定の金利リスク(2,625百万円)＝運用勘定の金利リスク量(3,682百万円)＋調達勘定の金利リスク量(△1,057百万円)

用語解説 **金利ショック** …………… 金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。当金庫はこのパーセンタイル値で金利リスク量を算出しています。

パーセンタイル値 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。
算出方法
①1年前との金利差を最低5年分以上計測し、②当該金利差のデータを小さい方から1%目(例えばデータ総数が1200あれば12個目)に該当するデータが1パーセンタイル値となります。

コア預金 …………… 明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めます。